第7-6表 労使紛争処理制度

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms

<紛争処理制	調度の全	体像の	概要>

	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
司法機関	・通常裁判所	・通常裁判所(連邦及び州)	・雇用審判所
	※労働事件を扱う特別の裁 判所はない。	※労働事件を扱う特別の裁判所はない。	・通常裁判所 ※契約違反, 不法行為等コ
	十リガルはない。	刊がバルない。	モンローに関する労働事件
			を扱う。
行政機関	· 中央労働委員会·都道府県		・助言・あっせん・仲裁局
	労働委員会	※不当労働行為事件の審査,救済等を行う。	
	※不当労働行為の審査・救済、労働争議の調整等を行	,	※労使等に対する助言,個 別紛争及び集団紛争のあっ
	う(集団的労働紛争)。	(FMCS)	せん,不公正解雇事件の仲
	※都道府県労働委員会の		裁等を行う。
	中には,個別労働紛争の		※雇用審判所に申し立てら
	あっせん等を行うものがあ る。	・雇用機会均等委員会 (EEOC)	れた事件については,まず ACASによるあっせんが試み
	・都道府県労働局における個		
	別労働紛争解決制度	る解決,訴追等を行う。	・中央仲裁委員会(CAC)
	※情報の提供,相談その他		※集団紛争の仲裁等を行
	の援助,労働局長による助 言・指導,紛争調整委員会		う。 ・雇 用 機 会 均 等 委 員 会
	によるあっせんを行う(男女		(EOC)
	雇用機会均等法の紛争に		※性差別事件に関する助
	関して特例あり)。 ・都道府県・市町村		言・指導, 是正勧告等を行 う。
	・部垣州県・川町州※各地の地方公共団体に		・人種平等委員会(CRE)
	おいて,相談を受付,情報		※人種差別事件に関する助
	提供,助言等を行っている。		言・指導, 是正勧告等を行
			う。 ・その他(障害者権利委員会
			(DRC)等)
私的手続	・企業内における自主的解決		・企業内の苦情処理制度(労
	の仕組み等 ※上司に対する相談等	※基本的には仲裁判断が 終局的な判断となり、司法	働協約,就業規則等) 企業内の苦情処理につい
	※苦情処理機関,労使協		て、制定法により次の3段階
	議,各種相談窓口等	・その他(調停,企業内の苦	(標準手続の場合)の手続
	※団体交渉, 労働争議等 ・その他	┃ 情処理手続, オンブズパー ┃ ソン等)	の導入。 (1)従業員からの書面による
	**・その他 **弁護士会, 労使団体, 社		(1)佐来貝がりの青曲による 苦情の申出
	会保険労務士会等におい		(2)使用者によるミーティング
	て労働相談等を行ってい		の実施・苦情処理に関する
	る。		決定の通知 (3)決定に対する従業員から
			の異議申立て
			※従業員は,(1)の手続を経
			ないと雇用審判所への申立
			てができない。 ※手続に従っていなかった
			当事者については、雇用審
			判所での補償金の増減とい
			う不利益が課せられる。 ・ その他
	I		C V/TLL

	ドイツ	フランス
司法機関	・ 労働裁判所	・労働審判所 通常裁判所(大審裁判所, 小審裁判所) ※集団的労働事件等を扱う。
行政機関	・営業監督署 ※安全衛生や労働災害の監督を行うが、賃 金や労働事件等の労働条件に関する監督 は行っていない。	全国調停委員会, 地方調整委員会 ※集団的な労使紛争の調停を行う。 労働監督官 ※労働条件の監督を行うが, 事実上の紛争 調停機能を果たしているとされる。
私的手続	 ・調停委員会(企業内で設置。労働協約) ※集団的な労使交渉の調停を行う。 ・仲裁委員会(企業内で設置。経営組織法に基づく) ※企業内の従業員代表組織と使用者の間の集団的な利益紛争を扱う。 ・経営協議会(従業員代表組織)による苦情処理等 	・企業内の労働者代表制度(従業員代表考員及び組合代表委員) ※個々の労働者の苦情処理を行う。 ・その他

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

/ ##	生旧	曲	m	概要>	
< ************************************	而川	녀	u	似安ク	•

_<裁判制度の概要>			
	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
機関名	・通常裁判所	所及び州裁判所)	・雇用審判所(ET:Employment Tribunal)
管轄	労働事件を扱う特別な 判所はない。ただし、労働関係を 事判(個別労働関係係員 当事者つか、で が を が で は に い て い て い ま き え の に の と の と の と の と の と の と の と の と の と	連邦法に関する紛争及び州籍相違の紛争を扱う。 (2) 州裁判所各州の労働立法に関する紛争及び、に関するが表して、 は関するがあるが、 が違反等の紛争を扱う。	賃金関係,差別,剰員整理等)を扱う。 ・雇用の終了に関する損害賠償事件についても,訴額2万5千ポンド未満の紛争は雇用審判所にも管轄権がある。 (参考)通常裁判所が管轄する労働関
審級制度	第一審: 地方裁判所(請求額が 140万円以下の場合簡 易裁判所で,控訴審等 に違いあり) 第二番:高等裁判所 最終審:最高裁判所	(1) 連邦裁判所 第一審:連邦地方裁判所 第一審:連邦控訴裁判所 投訴審:連邦控訴裁判所 最終審:連邦控訴裁判所 (2) 州裁判所 ※州によって制度は異 なるが,一般的には三 審制である。	Tribunal) ※原則として法律問題のみを取り扱
機関・組織	労働審判手続については 次のとおり。 ・構成 労働審判官(地裁の裁判官)1鬼係に関するのを 労働関連議解を (労働関連議解験を 同的な知で組織する者)2名で組織する者)2名で組織するす 働審判委員会で労働 判手続が行われる。		

_<裁判制度の概要>			
	ドイツ	フランス	
機関名	・労働裁判所(Arbeitsgericht)	・労働審判所(Conseil de	
管轄	・ 個別的及び集団的労使関係から生ずる民事紛争を専属的に管轄する。労働裁判所の手続には、判決手続と決定手続があり、それぞれの手続で扱う事件には次のようなものがある。 (1) 判決手続 ²⁾ a. 雇用関係に関する個別的紛争 ※個別の労働者と使用者の間の雇用関係から発生する紛争(賃金,年休等)	別的な民事紛争(解雇,契約の	
	※雇用関係の存否に関する紛争(解雇等) ※雇用関係に関する不法行為事件等 b. 労働協約に関する集団的紛争 ※労働協約から生ずる協約当事者間等での紛争 ※協約当事者間等における不法行為事件(違法争議 に伴う損害賠償等) (2) 決定手続 a. 経営組織法上の紛争及び企業共同決定に関する紛争 ※経営協議会の共同決定の効力に関する紛争,監査 役会の労働者代表選出に関する紛争等 b. 協約締結権限と協約管轄を巡る紛争	任免等に関する訴訟(小審裁 判所), 違法争議等による損害 賠償請求等の集団的な民事紛 争(訴額に応じて大審裁判所又	
審級制度	第一審:労働裁判所 控訴審:州労働裁判所 ※控訴できるのは,訴額が600ユーロ以上の事件,第一 審判決が控訴を許容している事件,解雇事件等に限ら れる。 最終審:連邦労働裁判所 ※法律問題のみを取り扱う。 ※上告できるのは,第二審判決が控訴を許容している	最終審:破棄院(社会部) ※法律問題のみを取り扱う。 (注意)控訴院及び破棄院は通常 の司法裁判所である。	
	事件,第二審判決が連邦労働裁判所の判例と異なる事件等に限られる。 ※第二審判決の行った上告の不許可に対する抗告を連邦労働裁判所が認めた場合にも上告できる。	(1) 業種ごとの部 以下の5つに分かれており, 事 件の担当部は, 使用者の属す	
機関・組織	【労働裁判所】 (1) 設置:第一審の裁判所として,各州において設置される。 (2) 構成:職業裁判官(裁判長)1名と非職業裁判官(名誉職裁判官)2名(労使各1名)で構成される。 【州労働裁判所】 (1) 設置控訴審の裁判所として,各州において設置される。 (2) 構成職業裁判官(裁判長)1名と名誉職裁判官2名(労使各1名)で構成される。 【連邦労働裁判所】 (1) 小法廷10の法廷を置き,扱う事件の種類を分担している。※職業裁判官(裁判長を含む。)3名※名誉職裁判官(裁判長を含む。)3名※名誉職裁判官(裁判長を含む。)6名	る業種によって決定される。 a、管理職部,b.工業部,c.商業・サービス業部,d.農業部,e. 雑職業部:a~d以外の業種を担当。 (2)調停部・判決部 (1)の各部ごとに,調停部及が判決部が置かれている。 a.調停部:調停手続を担当 ※審判官2名(労使各1名) b.判決部:判決手続を担当 ※審判官4名(労使各2名) (3)急速審理部 仮処分や判決の仮執行を担当 する部署として置かれている。 ※審判官2名(労使各1名) は3)急速審理部 にならず、労使から選出される非 を担当ないる。 (注意)労働審判所には、職業裁判 管はおらず、労使から選出される非	
	※職業裁判官(連邦労働裁判所長官を含む。)6名 ※名誉職裁判官4名(労使各2名)	官はおりず,労使かり選出される非 職業裁判官のみで構成される。	

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<裁判官)	<裁判官>			
	日本	アメリカ	イギリス")	
種類•選		労働事件を扱う特別な裁判所	【職業審判官】	
任方法	(こついては次のとおり。 【労働審判官】 ・地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。 【労働審判員】 ・労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で原則68歳未満の者の中から,最高裁判所が任命する。	はない。	(1) ET 7年以上の実務経験を有する法律家(ソリシター又はバリスター)の中から大法官によって任命される。 (2) EAT 高等法院及び控訴院の裁判官の中から大法官によって任命される。 【素人審判官】 (1) ET 労使団体との協議を経た後、国務大臣によって任命される。 (2) EAT 労使関係に関する特別な知識経験を有する者で、推薦した者が女王によって任命される。	
任期·身 分等	労働審判員については次のとおり 【労働審判員】 (1) 任期 2年。再任可。 (2) 身分 裁判所の非常勤職員。 (3) 報酬 手当,旅費等が支給される。 (4) 決議等 労働審判手続が、労働審判官と同等の決議値。 (5) 研修 地方裁れるは、(社) 明係係労働係分更候係の受使関係係の受使関係所との受講。	労働事件を扱う特別な裁判所はない。	【素人審判官】 (1) 研修 任命時及び6か月ごとに研 修が実施される。 (2) 権限 職業裁判官と同一である。	

<裁判官>			
	ドイツ	フランス	
 種類・選 任方法		【審判官】 労働者及び使用者による直接選挙で選出される。 (1)選挙権 一定の職業に従事している等の要件を満たす16歳以上の労働者(失業者を含む)及び使用者(国籍は問われない) (2)被選挙権 労働審判所の選挙人名簿に登録されている等の要件を満たす21歳以上の者(フランス国籍に限る) (3)選挙制度 労使団体が作成する部ごとの候補者リストに対する投票による比例代表制 ※使用者は、労働者が投票のために職場を離れることを認めなければならず、その間の賃金を減額してはならない。	
任期·身分等	任命する。 ※被選出資格は、35歳以上の者である。 【名誉職裁判官】 (1) 任期 5年。再任可。 (2) 身分 非職業裁判官であって、非常勤である。 (3) 報酬 時間手当、旅費、必要経費等が支給される。 (4) 身分保障 その活動を妨げられず、また、その活動を理由とした不利益取扱は禁止される。 (5) 権限 職業裁判官と同一である。	(4) 身分保障 使用者は,審判官の職務の遂行に必要な	

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

_	_	TITI	

王結

一般の民事訴訟の手続による。た 一般の民事【手続の主か流れ】 だし、労働審判手続については次訴訟の手続(1)申立

アメリカ

のとおり。 によろ

日本

- 【労働審判手続の主か流れ】
- (1) 由立

※趣旨及び理由を記載した書面 による。

- (2) 相手方による答弁書の提出
- (3) 案理

※原則3同以内の期目で審理を 終結。

(4) 調停の試み

※調停の成立による解決の見込 みがある場合 審理の終結すで に調停を行う。

※調停が成立すれば、終了。

(5) 労働審判

※審理の結果認められる当事者 間の権利関係及び労働審判手 続の経過を踏まえて、労働審判 を行う。

※主文及び理由の要旨を記載1 た審判書の作成又はすべての 当事者が出頭する労働審判手 続の期日において主文及び理 由の要旨を口頭で告知。

※受諾:労働審判の確定(裁判 上の和解と同一の効力)

【労働審判制度の手続上の特徴】

- (1) 個別労働関係紛争についての 手続
- (2) 裁判所での手続

※不出頭に対する制裁(過料)あ

- ※審判に法律上の和解と同一の
- (3) 労働関係の専門的知識経験を 有する者(労働審判員)の参加する 手続
- (4) 非訴事件としての手続
- (5) 讯谏・簡易な手続

※原則3回以内の期目で審理を 終結。

※口頭主義,直接主義。

(6) 審判の効力と訴訟移行 ※労働審判に対し適法に異議の 申立てがあったときは、労働審判 手続の申立て時に訴えの提起が あったものとみなす

※定型の書式あり 手紙の郵送 ファック スによる送付も可

イギリマ¹⁾

(2) 被申立人による応訴書の提出

※被申立人は、申立書の写しの受領後 - 定期間内に応訴書を提出しないと、以 後の手続に参加できなくなる。

(3) ACASによろあっせんの前置

※ETから申立書及び応訴書の写しが ACASに送付されると、ACASは当事者間 のあっせんを行う

※あっせん手続の際に出された事項は、 相手方の合音がない限り 訴訟において 証拠とすることはできない。

(4) 審理前の手続

※審判所は、当事者の申立又は職権に より. 相手方に対して、事実・主張等を説 明した書面の提出,文書の開示,証人の 出頭等を命ずることができる(罰金による 強制等あり)

(5) 予備審理等

※指示審理:複雑な事件について、審理 の進備に必要な事項を指示し、審理に要 する時間等を決定する(審判長単独で行 う)。

※審問前審査: 勝訴の合理的な見込み の有無を判断するために行い、 見込みが ない場合には保証金の支払いを命ずるこ とができる。

※予備審理:訴訟を行う資格要件や提訴 期限(解雇の場合3か月以内)を満たして いるか否かを判断する。

(6) 審理

※公開。対審。 通常1~2日で終了。 ※両当事者が同意した場合には、素人 審判官が1名でも審理を行える。

(7) 決定

結審後、口頭で言い渡され、書面は後日 出される。

【手続上の特徴】

- ACASによるあっせん前置。
- ・ETは、厳格な法律主義よりも、よき労使 関係の形成を目的とした常識的な解決を 図るため、通常裁判所の訴訟における証 拠の厳格なルールには拘束されない。
- ・ETの決定(復職・再雇用、金銭補償等の 命令)には強制力はなく,最終的には,金 銭の支払いについて県裁判所の執行命 会により執行されることとなる。

ドイツ 手続 【判決手続の主か流れ】

(1) 訴えの提起

※事件類型ごとの簡易な定型訴状あり。

(2) 和解弁論の前置(第一案のみ) ※原則公開。職業裁判官により、原則最初の1 期日で実施。

※不調の場合は、直ちに訴訟弁論に移行する か、又は訴訟弁論の期日を指定する。

(3) 訴訟弁論の準備

裁判長は、進備書面の補充、説明等の提出を 課すこと、官公庁等に対し情報提供を求める3 と、当事者本人の出頭を命ずること、証人等を 弁論に呼び出すこと等の措置を執ることができ決 る。

(4) 訴訟弁論

※原則公開。可能な限り1回の期日で終了さ せる。

※訴訟手続中を通じて和解によって終了させ【手続上の特徴】 る努力義務を負っている。

(5) 判決

可能な限り弁論終了の期日に直ちに口頭で 言い渡し、判決書は言渡し期日から3週間以 内に作成・交付する。

【手続上の特徴】

- 和解弁論前置
- 職権准行主義

※当事者が主張立証する弁論主義が原則だ が、一般の民事裁判より裁判所の職権の強い 部分がある。

- ・口頭主義(口頭弁論が中心),直接主義(法廷 での弁論が中心)
- ※一般の民事裁判よりも徹底している。
- 迅速主義

※迅速な処理を図るため、訴訟弁論が1回の 期日で終了するようにするための準備措置 弁論終了後直ちに行う判決言渡し等が定めら れている。

- 解雇事件等についての特別な手続
- ・優先的な処理を図るため、以下のような特則 が定められている。
- (1) 和解弁論は訴えの提起後2週間以内に行う。 (2) 和解弁論が功を奏しない場合には、和解弁 論後2週間以上の相当な期間内に答弁書を提 出するよう、被告に命ずる。
- (3) 答弁書に対して書面で見解を示すために 原告に対して2週間以上の相当な期間を定める ことができる。
- (4) 時機に遅れて提出された攻撃防御方法は原 則として認めない。

フランス 【手続の主か流れ】

- (1) 申立(ロ頭の申立も可)
- (2) 調停の前置(調停部)

※非公開 原則として当事者本人に出任 義務。成立の場合は調停調書を作成(執 行力あり)

※審判官2名(労使各1名)で行う。

(3) 判決部への移送

※調停不調や被告が不出頭の場合 ※開廷期日までの間に裁判外の和解が 成立することも多い。

(4) 事件が判決に孰していれば 直ちに判

(5) 審理

※公開。対審。口頭での主張。 ※審判官4名(労使各2名)で行う。 (6) 判決

- 調停前置
- ・口頭による申立、主張が可能。
- ・調停部による仮の措置

※使用者が調停に出頭しない場合等に おいて、調停部は、(1) 賃金台帳等の提 出命令、(2) 賃金等の仮払い命令(債務の 存在に重大な疑義がない場合。 額の上限 あり。),(3) 証拠等の保全に必要な処分 を、仮の措置として行うことができる。この 処分に対する上訴は本案判決に関する 上訴と同時にのみ行うことができる。

当事者間の手続契約

※審判所によっては、調停手続段階で 原告の証拠準備期間,被告の反論準備 期間を定める手続契約を当事者間で締結 させた上で審判手続を行っている審判所 がある。(手続契約が守られない場合、審 判所は当該事件を抹消できるとされる。)

報告審判官(1名又は2名)

※事件についての判断に資するため、証 拠の収集や当事者・関係者の事情聴取等 の調査を行い、担当部に報告する審判 官。当該事件の担当部から任命される。

Table 7-6: Labour dispute resolution mechanisms (cont.)

<審理>(続き)

_<審理>((続き)		
	日本	アメリカ	イギリス ¹⁾
仮処分等 手続	一般の民事訴訟の手続による。		_
判決	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、労働審判委員会の決議は労働審判官・労働審判員の多数決による。		・審判官による多数決 ※素人審判官の評決権は 職業審判官と同一である。
訴訟代理	一般の民事訴訟の手続による。ただし、労働審判手続の場合、本人申立てが可能で、代理人については弁護士を原則とするが、裁判所は、弁護士以外の者を代理人とすることを許可できる。		・本人申立が可能。 ・審判の代理人には,弁護士 の他,労使団体の役員等が なることができる。
訴訟費用	による。ただし、労働審判手続の申立手数料は民事調停の	一般の民事訴訟の訴訟費用による。 ※ただし、公民権法に関する 訴訟等では弁護士費用の敗 訴者負担制度あり。	なし。 ※濫訴の場合, 勝訴の見込

/宝珥、	> (続き)
〈塞理`	> (統含)

	ドイツ	フランス
仮処分等 手続	・民事訴訟法の規定に基づく仮処分手続がある。 ※集団紛争での利用が中心的とされる。	・急速審理部は、(1) 切迫した損害等の防止 のために保全・原状回復措置を命ずること、 (2) 債務の存在に重大な疑義がない場合に 仮払いを命ずること等の仮処分手続や判決 の仮執行手続を行う。 ※仮処分・仮執行の履行は、罰金による間 接強制で確保される。
判決	 裁判官による多数決 名誉職裁判官の評決権は職業裁判官と同 一である。 	た場合には、当該争点について、当該労働 審判所の所在地を管轄する小審裁判所の 職業裁判官が裁判長となって再審理を行っ た上で、改めて多数決により判決を下す。 ※再審理では、当事者は新証拠・新主張の 提出が可能。
訴訟代理	・本人訴訟 一審:○ 二審:× 三審:× ・弁護士以外の代理 一審:○ 二審:○ 三審:× ・弁護士(大理 一審:○ 三審:○ 三審:○ ※弁護士以外の代理人としては、労使団体の代理人等(労働組合の権利保護書記等)が挙げられる。 ・訴訟費用を支弁できず、労使団体による訴訟代理を求めることもできない当事者に対しては、相手方が弁護士代理の場合、当該当事者の申立により、裁判長が弁護士を付することを命じる。	
訴訟費用	・訴訟費用は低廉である。 ※他の訴訟手続よりも低廉。上限は500 ユーロ。 ※和解により終結した場合は無料。 ・弁護士費用は、第一審では原告・被告の各自負担(一般の民事裁判では敗訴者負担)。第二審以上では敗訴者負担。	・訴訟費用は低廉である。 ※負担する費用としては、訴えの登録費、 当事者呼出用の郵便費、判決送達費等が ある。

資料出所 司法制度改革推進本部労働検討会(第13回,2003年1月10日)資料71をもとに、イギリスの私的手続について「企業内紛争システムの整備支援に関する調査研究・中間報告書ー」(労働政策研究・研修機構,2007年)を参考に、また、日本について同検討会(第9回,2002年10月25日)資料55、菅野和夫他「労働審判制度ー第2版ー」(弘文堂,2007年)等により労働政策研究・研修機構作成

- (注) 1) イングランド及びウェールズにおける制度である。
 - 2) 判決手続において、解雇事件と差別事件については、迅速な処理を目的とする特別な手続がある。